

平成24年(2012年)2月16日

姫路市長 石見 利勝 様

姫路市個人情報保護審議会  
会長 菅 尾 英 文

収集の制限及び目的外利用並びに本人通知の省略に  
関する意見について(答申)

平成23年12月20日付諮問書により諮問のあった標記のことについては、適当と認めます。

なお、適当と認める理由等は、下記のとおりです。

#### 記

適当と認められる理由等

##### 1 収集制限の例外及び目的外利用の適否について

- (1) 平成24年7月9日より、外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を目的とするため、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が施行されるとともに、「外国人登録法」(以下「外登法」という。)は廃止され、その後、市は外国人登録原票(以下「原票」という。)を国に返却することになります。そして、改正法施行後、外国人住民は住民基本台帳制度に統合されて日本人と同様に住民票が作成されます。

改正法施行後の住民票に記載される住所や氏名は、外登法廃止時の内容であり、同法の廃止前の住所及び氏名(通称名)の変更履歴並びに本邦にある父母及び配偶者の氏名(世帯が異なる親族の氏名及び関係)等は住民票には記載されません。

- (2) 外国人住民が出生届や婚姻届等の記載事項証明書を請求される場合、本人や親族等が請求することができます。日本人には戸籍があるため親子関係等の身分事項を確認することができますが、外国人住民には戸籍がなく住民票だけでは確認することができないことが多いため、唯一の確認手段である原票で確認することとなります。また、外国人住民は出生や婚姻の届出時と現在では国籍や氏名等が変更・訂正により異なっている場合があり、それらも確認する必要があるため、原票がなければすぐに交付することができないことが想定されます。そして、確認のために法務省へ照会することになれば何日もかかり住民生活に支障を来たすことが予想されます。

また、外登法廃止時の原票に記載されている内容が必要な場合は、法務省に対して、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、原票の開示請求を行うこととなりますが、法務省の担当窓口は1箇所のみで回答にも時間を要します。現在、市役所の窓口で即時に交付できるものが、外登法廃止後は最

大1ヶ月もかかるとなると、住民生活に大きな支障を来たすこととなり、それを回避するためにも原票と同内容のものを保有しておく必要性があります。

- (3) 外登法廃止後は個人情報収集の法的根拠がなくなりますが、上記(2)の問題を回避するために外国人登録事務で収集した個人情報を事実上、引き続いて保有することが必要であり、このことは、本人収集の原則の例外規定である姫路市個人情報保護条例第8条第2項第6号（以下「条例」という。）の「公益上必要」の要件を満たしていると解されます。
- (4) 現在、市では多くの部署が外国人登録情報を基に業務を行っておりますが、その中には過去の情報を必要とする業務もあります。外登法廃止後は原票の情報を利用できる法的根拠がなく、また、住民票には原票の全ての内容が記載されているものではないため、必要な外国人登録情報が確認できないと、現在遂行中の業務に支障が生ずると予想されます。したがって、市の業務を円滑に遂行するために、現在外国人登録情報の一部を利用している部署に対し、当該情報のみ利用させることについては、相当の理由があり、当該利用については、条例第9条第1項第4号の「事務の遂行に必要な限度で目的外利用をする場合」に該当すると解されます。

## 2 本人通知の省略について

国（法務省）に問い合わせればわかるような情報であり、実施機関が外国人登録情報を保管しても外国人住民に新たな不利益が生じないこと及び通知を要する対象者が大量であり、かつ、事務処理に多大の時間と費用を要すること並びに業務の性質上通知することが困難な場合もあると解されるので、本人への通知を省略することもやむを得ないと考えます。